

二地域居住促進法施行 概説と今後の展望

ながおか たくだい
永岡 拓大

交通経済研究所研究員

2024年11月1日、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「二地域居住促進法」）が施行された。二地域居住には、居住地以外の地域での暮らしを通してリフレッシュできる、人間関係が広がるといった個人的な意義だけでなく、縮小する地域経済や地域コミュニティの活性化につながるといった社会的な意義がある。

本稿では、二地域居住促進法施行の背景、概要を紹介し、今後の動きを展望したい。

■二地域居住促進法施行の背景

二地域居住促進法施行には、社会情勢および個人の志向の変化に従来の「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（以下、「広活法」）では対応できないという背景がある。従来の広活法は、人口構造の変化や生活圏の広域化に伴い広域にわたる人の交流や物資の流通を通じた地域の活性化を図るために2007年に施行された。しかし、翌年をピークに日本は人口減少社会に突入し、少子化については24年の出生数が約72万人と報道されるなど推計を大きく上回るペースで進んでいる。東京一極集中も相まって、特に人口減少が著しく進んでいる地域では、生活インフラ・サービスが持続不可能となるおそれがあり、地方移住や二地域居住の促進など、地方への人の流れを創出・拡大させることが求められている。

他方で、23年の内閣府の調査などから、個人の志向としてもコロナ禍を経て若年層を中心に地方への関心が高まっている。二地域居住に焦点をあてると、国土交通省の22年実施のアンケート調査からは日本の18歳以上人口の約6.7%（約701万人）が二地域居住を行っていると推計され、二地域居住を行っていないと回答した者のうち27.9%が二地域居住の関心層であった。

このように、政策・個人の志向の両面から二地域居住促進の機運が高まるなか、国土審議会推進部会「移住・二地域居住等促進専門委員会」の中間報告では、二地域居住には「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に課題があると指摘された。これらの課題解決には当該地域の実態理解が求められるが、従来の広活法では都道府県のみが取組主体として規定されていた。二地域居住促進にあたり、都道府県のみならず地域の実情を知る市町村が主体となって取組を実施できる仕組みを整備するため、二地域居住促進法施行に至った。

■二地域居住促進法の概要

二地域居住促進法施行の主なポイントは、以下の4点である。まず1点目に、二地域居住が「当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること」と初めて法律的に定義された（二地域居住促進法上は

「特定居住」)。これまでもその社会的意義から推進されていたものの制度的な位置づけがなかった二地域居住が、法的にも促進すべき居住形態として明確に位置づけられた。

2点目に、市町村は、目指す方向性や目標を定める「特定居住促進計画」を作成することが可能となった。二地域居住促進に関する基本的な方針や、二地域居住拠点施設の整備に関する事項が記載される。計画作成には、都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む「広域的地域活性化基盤整備計画」を作成している必要があるが、市町村が都道府県に対して当該計画の作成・変更を提案することも可能である。

3点目に、市町村長は、二地域居住に関する情報提供や拠点施設の整備、交流機会創出といった二地域居住を推進するNPO法人や民間企業等を「特定居住支援法人」として指定可能となった。市町村が主体的に二地域居住を促進するにあたっては人材・ノウハウ不足といった課題がある場合もあることから、支援法人には市町村の取組を補完・支援する役割が期待される。

4点目に、市町村は「特定居住促進協議会」を組織できるようになった。二地域居住促進に係る施策の具体化にあたっては、地域のさまざまな利害関係者の意見を踏まえることが重要である。都道府県や特定居住支援法人や住民といった関係者を巻き込み、地域での合意形成を図るための機会を設け、活発に議論していくことが求められている。

■今後の展望

今後、市町村が主体となって二地域居住促進に係る「住まい」「なりわい」「コミュニティ」の課題を解決するかたちで具体的施策が実践されていくと考えられる。しかし、前述した二地域居住促進法上の定義は、二地域居住の多様な実態を踏まえこれまで徐々に条件が緩和されてきたものであり、その示す範囲は非常に広い

(表)。

市町村として二地域居住を促進する際には、そもそも自地域にはどんな地域課題があり、解決のためにどんな施策が必要か、その中で二地域居住者にはどのような役割を果たして欲しいのか、現状何が障壁となっているのかを住民を含む関係者とともに考えることが重要であろう。そうすれば自ずとターゲットは明確になり、支援・取組の方向性も定まるのではないか。例えば、仕事の都合や親族の介護など、やむを得ない二地域居住者も存在する。前述の国土交通省実施のアンケート調査でも、金銭的・体力的・時間的な負担が大きいことから二地域居住者の15%程度は継続意向がない。二地域居住関心層だけでなく、こうした層への支援を通して二地域居住のメリットにも触れてもらい、将来的に二地域居住継続層に変える施策を講じる、といったことも考えられる。

参考文献

国土交通省(2024)「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行について(二地域居住等促進のための広活法運用ガイドライン)」

表 二地域居住の定義の変化

公表年	媒体	居住地	滞在地	期間	定期性・反復性	地域社会との関係
2005	アンケート	都市（人口30万人以上）	農山漁村等（都市以外）	中長期（1～3ヶ月程度）	例：毎月3日以上で年間1ヶ月以上。1ヶ月未満の場合は継続年数5年以上。	住宅等に対する需要や医療等の生活関連サービスの消費需要、地域のコミュニティ活動や地域文化活動との係わり等が存在（例：テレワーク、友人・家族との交流）
2008	報告書	記載なし	記載なし			
2013	報告書					
2023	アンケート					
2024	法律			記載なし※		

※ガイドラインでは、観光のような一度限りの1、2日の短期的な滞在は含まれず、「居所」とはその場所とその人との生活の結び付きが一定以上あるものを指す、とされている。

出典：国土交通省の各資料をもとに作成